

2021年 JODA ナショナルチーム最終選考会

愛知県蒲郡市海陽町 1-7 豊田自動織機海陽ヨットハーバー

2021年03月18日(木)-21日(日)

帆走指示書 as 23FEB2021

1. 競技者への通告

競技者への通告は、大会公式ホームページに掲載される。

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日の最初のレースのスタート予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただし、レース日程の変更については、発効する前日の 18 時まで掲示される。

3. 陸上で発する信号

3.1

陸上で発する信号は、レガッタ・オフィス南側の信号柱に掲揚する。

3.2[NP][DP]

音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗の掲揚 30 分以降に発せられる。」を意味する。
艇は、この信号が発せられるまでハーバーを離れてはならない。

4. 日程

レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する 5 分前までに、レース委員会信号艇に音響信号 1 声と共に、オレンジ旗を掲揚する。

5. クラス旗

クラス旗は、「OP」旗とする。

6. コース

予告信号以前に、レース委員会信号艇のスターンに最初のレグのおおよそのコンパス方位、および最初のマークまでの概ねの距離を掲示する。

7. マーク

7.1

マーク 1、マーク 2、マーク 3s および 3p は、オレンジ色の円錐形ブイとする。

7.2

スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会艇とする。

8. スタート

8.1

スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

8.2

スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。これは規則 A5.1 および A5.2 を変更している。

8.3

レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則 30.4 に抵触した「艇のセール番号」は次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。

8.4[NP]

指示 8.3 以外で、スタート時に UFD または BFD と記録された「艇のセール番号」をレース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。この掲示に関して艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 60.1(b)を変更している。

8.5

フィニッシュした艇はレース中の艇を十分に避け、スタート・エリアまたはハーバーへ戻らなければならない。

9. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク(またはフィニッシュ・ライン)を新しい位置に移動する。

10. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポールとの間とする。

11.ペナルティ方式

11.1

[SP]と記載された帆走指示書の規則、および装備、艀装に関するクラスルール(標準ペナルティガイドラインに記される)の違反に対する標準ペナルティガイドラインは、3月18日(木)16:00までに掲示される。標準ペナルティが課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則 A10 を変更している。

11.2

規則 T1 に基づく「レース後のペナルティ」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは規則 A10 を変更している。

11.3

レース公示の規則およびクラスルール違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

12.タイム・リミットとターゲット・タイムおよびフィニッシュ・ウィンドウ

12.1

タイム・リミットとターゲット・タイムおよびフィニッシュ・ウィンドウは次の通りとする。

タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
80 分	25 分	15 分	50 分

12.2

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうな場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。これは規則 32.1 を変更している。

12.3

ターゲット・タイムどおりならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

12.4

最初の艇がコースを帆走してフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則 35、A5.1 および A5.2 を変更している。

13.審問要求

13.1

抗議書は、大会 web サイトにてデータで取得、またはレガッタ・オフィスにて紙媒体で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト・ルームに提出されなければならない。

13.2

抗議締切時刻は、その日の最終レースの終了時刻、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」と信号を発した時刻のいずれか遅い方の 60 分後とし、その時刻を公式掲示板に掲示する。

13.3

当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締切時刻から 15 分以内に通告を公式掲示板に掲示する。

審問は西棟会議室にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。

13.4

規則 42 の違反によりペナルティを課せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示する。

14.得点

掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレース委員会に得点の照会を書面(得点照会申請書)で求めることができる。書面は大会 web サイトからダウンロードするか、レガッタ・オフィスにて紙媒体で入手できる。

15 .安全規定[NP]

15.1

出艇申告と帰着申告は、Google フォームを活用したチェックアウト/チェックインシステムを用いる。

15.2[SP]

選手は、出艇前の予告信号予定時刻の 80 分前から 20 分前までの間に、Google フォームに用意された出艇申告に関わる事項を入力し、送信しなければならない。また帰着後は、Google フォームに用意された帰着申告に関わる事項を入力し、送信しなければならない。その日のレース終了後は、遅くとも抗議締切時刻までに、帰着申告に関わる事項を入力し、送信しなければならない。

15.3[SP]

出艇しない艇は出艇申告受付時間内に、また、レースからリタイアする艇は帰着後速やかに、Google フォームに用意されたリタイアに関わる事項を入力し、送信しなければならない。レースからリタイアした艇は、コースを離れる前に、可能であればレース委員会艇、テクニカル委員会艇、またはプロテスト委員会艇にリタイアの意思を伝えなければならない。

15.4[DP]

救助を必要とする競技者は、笛を吹くかパドルまたは片手を振って、その意思を伝えなければならない。

15.5

レース委員会は救助を必要とする判断した場合、救助を必要とする競技者の意向に関わらず、競技者を救助することができる。この強制救助は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

15.6

レース委員会信号艇で H 旗の上に回答旗または H 旗の上に N 旗が掲揚された場合、全ての艇は速やかに陸上に戻り、陸上で更なる信号を待たなければならない。これは規則「レース信号」を変更している。

16. 装備の交換[NP][DP]

16.1

損傷による修理交換、または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会に提出した計測用紙による承認が必要であり、修理交換の要請は、最初の適切な機会にテクニカル委員会に伝えなければならない。

16.2

損傷した装備の交換は、損傷と交換の両方の装備についてテクニカル委員会の検査を受けて承認を得なければならない。

16.3

損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、帰着後最初の適切な機会に損傷した装備と交換した装備の両方をテクニカル委員会に提示し検査を受けなければならない。その交換はテクニカル委員会の承認を条件として、海上交換後に完了したレースにさかのぼって認められる。

16.4

開催地では、テクニカル委員会の許可を得ない限り、艇および装備品を洗剤で洗ってはならない。

17. 装備と計測のチェック[NP][SP]

艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

各レースで上位 10 位までにフィニッシュした艇は、海上での計測を受けるためにフィニッシュ後速やかにフィニッシュ・ラインのスターボード側に位置するテクニカル委員会艇に向かわなければならない。海上での計測を受けるまで、艇にいかなる調整をしてはならない。

18. オフィシャル・ボートの標識

オフィシャル・ボートの標識は、次のとおりとする。

レース委員会信号艇	「JODA Championship」旗
レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗
プロテスト委員会艇	「JURY」と白字で記された赤色旗
テクニカル委員会艇	「Technical」と黒字で記された白色旗
メディア	「MEDIA」と白字で記された青色旗

19. 支援艇

19.1[NP][DP]

支援艇は、出艇前に出着艇申告所に用意された支援艇出艇申告書にサインするとともに、傍受専用無線の貸与を受けなければならない。貸与された無線は、自然劣化を除き、貸与された状態を保全しなければならない。

19.2 [NP]

支援艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、添付図 A にある支援艇の制限区域に入ってはならない。ただし、全ての艇がマーク 2 を通過した後、フィニッシュ・ラインのスターボード側の支援艇待機エリアまでセンターチャンネルを通過して移動できる。

19.3

指示 19.5 で規定された救助活動に従事する場合を除き、引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。

19.4[DP]

支援艇は、レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。

19.5

規則 37 を以下の様に変更をする。

「レース委員会が音響 1 声とともに、レース委員会艇に V 旗を掲揚した場合、支援艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。この場合、指示 19.2 の前段は適用されない。ただし、支援艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。」

19.6[NP][DP]

支援艇は、帰着後に出着艇申告所に用意された支援艇帰着申告書にサインするとともに、傍受専用無線を返却しなければならない。

20. ごみ処分

ごみは、支援艇、レース委員会艇、またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

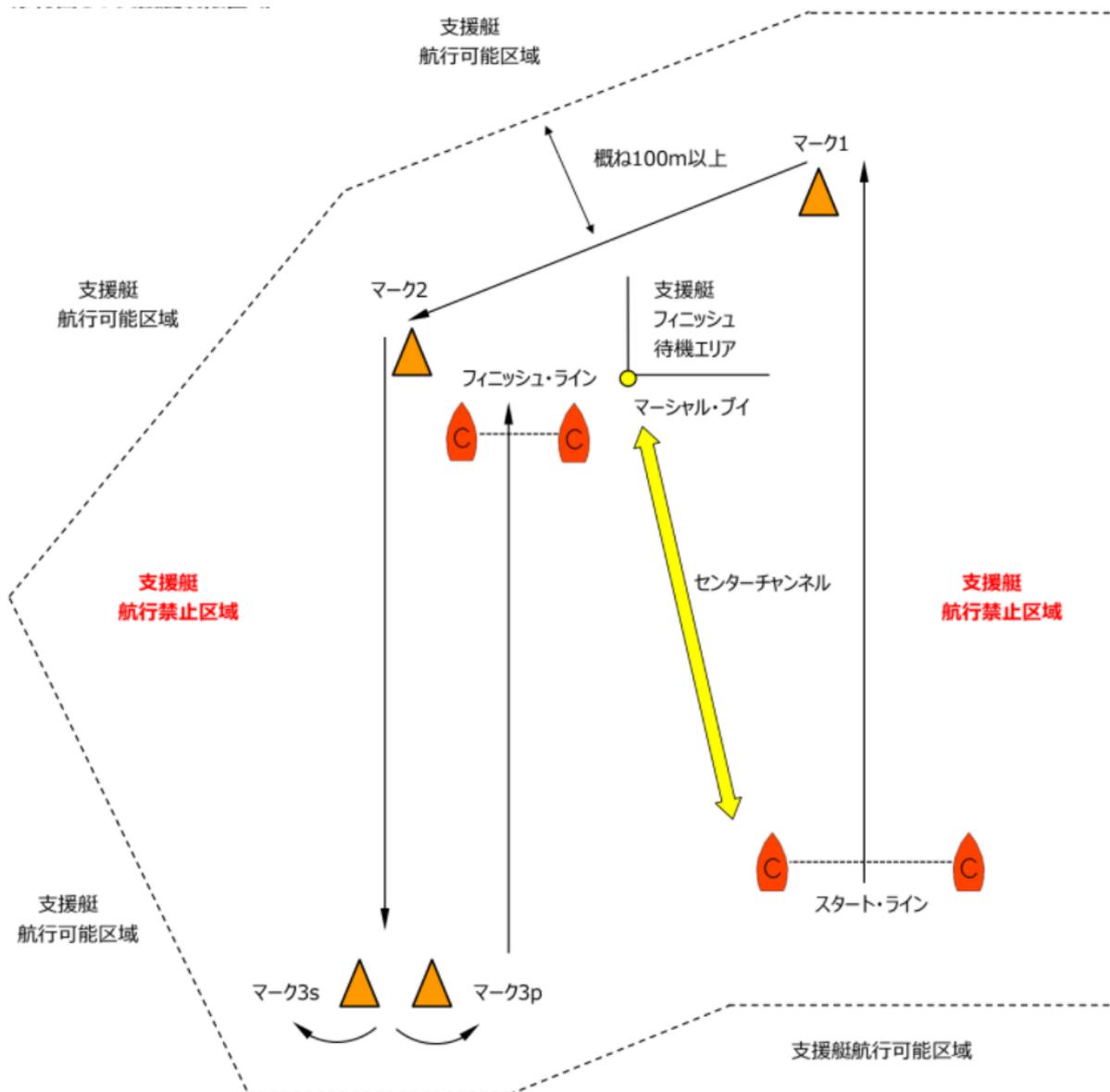
21. ビブスの着用

レース日 2 日目以降、前日までの暫定順位 1 位から 3 位までの競技者は、大会から貸与されるビブスを出艇から帰着までライフジャケットの上に着用しなければならない。ビブスはレガッタ・オフィスで貸与され、帰着後にレガッタ・オフィスに返却しなければならない。

22 その他[DP]

競技者、および支援者は、主催団体、競技役員からの合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

添付図 A



支援艇航行可能区域は、各コースから概ね100m以上離れる。